

＜ 障害のある方を雇用している、または雇用しようとしている企業の皆さまへ ＞

ハローワーク草津

精神・発達障害者 しごとサポーター養成講座

精神障害、発達障害のある方々の雇用は、年々増加しています。これらの方々が安定して働き続けるためのポイントの一つは「職場において同僚や上司がその人の障害特性について理解し、共に働く上での配慮があること」ですが、企業で働く一般の従業員の方が障害等に関する基礎的な知識や情報を得る機会は限られていました。

このため、労働局・ハローワークでは、精神障害、発達障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となっただけのための講座を開催します。



- ◆日 時：令和6年11月21日（木）
13:30～15:30（受付開始時間：13:10）
- ◆定 員：30名（先着順）
（3名以上の場合、「出前講座」をお勧めしています。）
- ◆会 場：ハローワーク草津 2階大会議室
（草津市野村5-17-1）
- ◆受講対象：企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。

参加申込フォームはこちらから→
スマホ・パソコンの方はクリックで確認



- ◆申込方法：「労働局（職業安定関係）ハローワーク説明会等受付サイト」より登録をお願いします。
（「ハローワーク 受付サイト」で検索）

申込み締切は11月19日（火）17時まで。それ以降は下記に問い合わせください。

<https://www.roudoukyoku-setsumeikai-hw.mhlw.go.jp/briefings/OTc=/8f2e287c44c643529aeb1254d81131f2>



職場への
出前講座も
あります

講師が職場に出向きます。また、精神・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、相談できます。

【問い合わせ先】

ハローワーク草津 職業相談第一部門

電話：077-562-3720（43#）

所在地：草津市野村5-17-1

県内のその他の
開催場所は→

スマホ・パソコンの方は
クリックで確認



【お問い合わせ先】 滋賀労働局 職業安定部 職業対策課

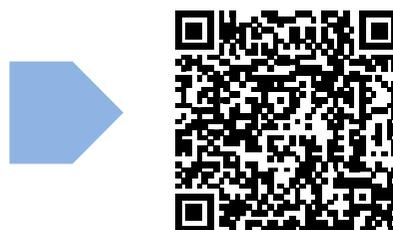
電話番号	郵便番号	所在地
077-526-8686	520-0806	滋賀県大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座は、全国各地で開催しています。

滋賀労働局以外で受講を希望される場合は、こちらでご確認下さい。

厚生労働省HP「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座開催予定」にジャンプします。

スマホ・パソコンの方はクリックで確認



精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の概要



- ◆内容：「精神疾患（発達障害を含む）の種類」、「精神・発達障害の特性」（予定）「共に働く上でのポイント（コミュニケーション方法）」等について
- ◆メリット：講師が紹介する様々な事例を通じて、精神・発達障害についての知識や一緒に働くために必要な配慮などの理解を深めることができます。
- ◆講座時間：90～120分程度（講義75分、質疑応答15～45分程度）を予定
- ◆受講対象：主に精神・発達障害者と同僚として共に働いている職員または働く予定となっている職員（非常勤職員も含む）

厚生労働省では **e-ラーニング版** を公開しています！

「まず基礎知識を学びたい」という方はぜひご利用ください。



しごとサポーター eラーニング

検索

ご留意
ください

- 「精神・発達障害者しごとサポーター」は特別な資格制度等ではありません。また、本講座の受講により、職場の中で障害者に対する特別な役割を求めるものでもありません。
- 「精神・発達障害者しごとサポーター」の養成は、広く職場における精神障害、発達障害に関する正しい理解の浸透を図り、精神・発達障害者にとって働きやすい職場環境づくりを推進し、「障害者と一緒に働くことが当たり前」の社会になることを後押しすることを目的としています。

